

埼玉県個人情報保護審査会規則（令和5年2月24日埼玉県規則第6号）

（趣旨）

第一条 この規則は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年埼玉県条例第五十号。以下「条例」という。）第二十三条の規定に基づき、埼玉県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（部会）

第二条 条例第十四条第一項の合議体（以下この条及び第六条において「部会」という。）に属すべき委員は、会長がこれを指名する。

- 2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 4 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 5 部会は、これを構成する委員が三人のときは委員の全てが、四人以上のときは委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 6 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会）

第三条 条例第十四条第二項の合議体（以下この条及び第五条において「総会」という。）の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 総会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 総会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（条例第十八条等の規定による諮問に関する審査会の調査権限）

第四条 審査会は、条例第十八条及び埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和四年埼玉県条例第五十一号）第五十一条の規定による諮問に応じ調査審議を行うにあたって必要があると認めるときは、実施機関及び議会の職員その他の者に対し、出席を求めて意見を聴くこと又は必要な資料の提出を求めることができる。

（除斥）

第五条 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、総会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することができない。

（行政不服審査法第七十七条等の委員の指名）

第六条 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項におい

て準用する同法第七十七条及び条例第十六条の委員は、委員のうちから会長が又は部会に属する委員のうちから当該部会の部会長が指名するものとする。

(調査審議手続の非公開等)

第七条 審査会の行う条例第十条第一号及び第二号の調査審議の手続は、公開しない。

2 審査会の行う条例第十条第三号及び第四号の調査審議の手続は、審査会が非公開の議決をした場合を除き、公開する。

(庶務)

第八条 審査会の庶務は、総務部文書課において処理する。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(埼玉県個人情報保護審査会規則の廃止)

2 埼玉県個人情報保護審査会規則（平成十七年埼玉県規則第七十五号）は、廃止する。